

議会ガイド



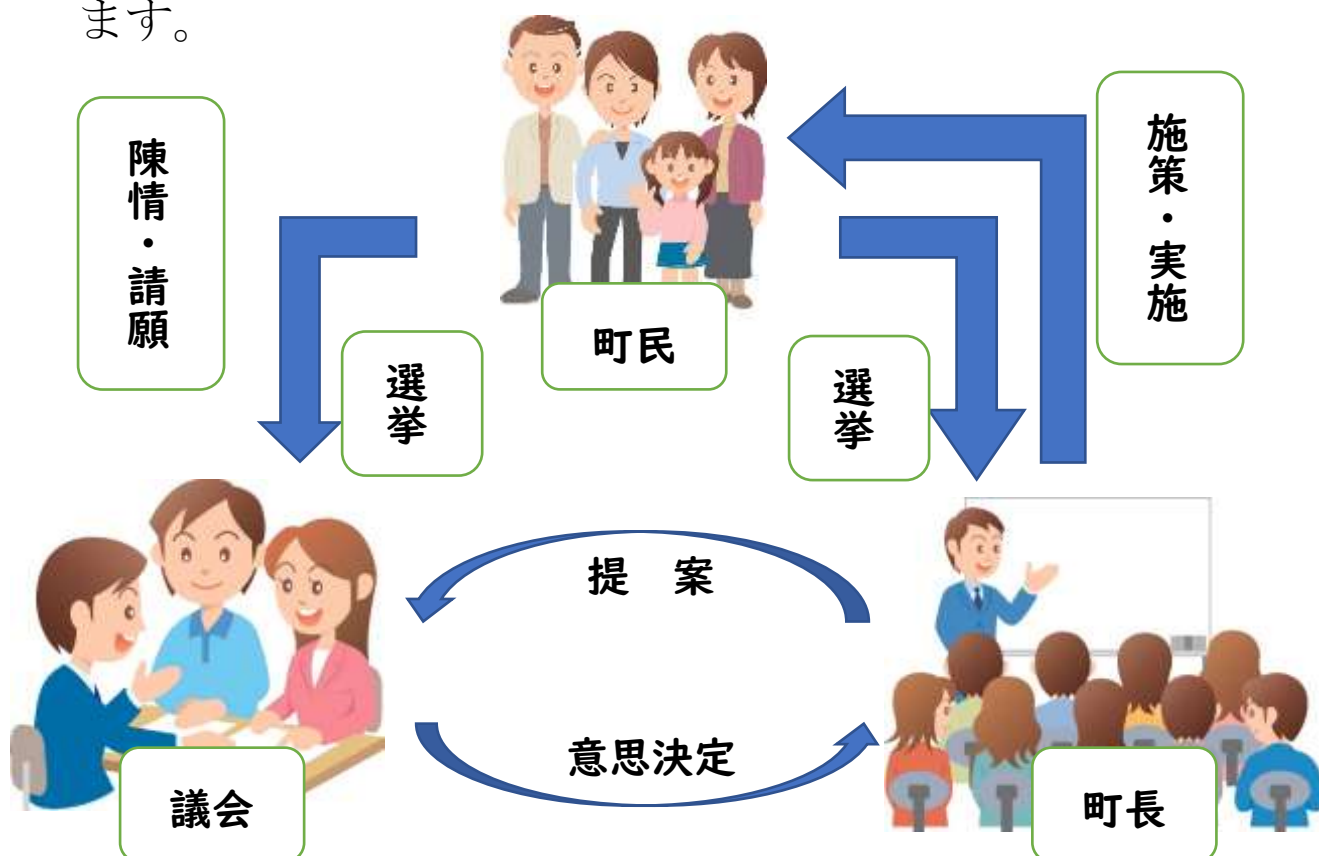
- 0 1 議会と町政
- 0 2 議会の構成
- 0 3 議会の活動の流れ
- 0 4 会議の種類と委員会活動
- 0 5 議会のことばの説明とルール
- 0 6 わたしたちの願いを議会に伝えるには
- 0 7 議会の活動を知ろう！

別冊 議会のことば集

福島町議会

01 議会と町政

地方公共団体はその意思や方針を決定する議会（議決機関）と議会の決定に基づいて実際に行政を行う団体の長（執行機関）で構成されており、お互いに独立・対等の立場に立ち牽制や協力をし合うことで調和と均衡を図りながらより良い町政の実現を目指しています。



02 議会の構成

議 員

議会は町民の直接選挙によって選出された議員によって構成されています。

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上町内に住所を有する町民には議会議員を選挙する資格（選挙権）があり、選挙権を有する満25歳以上であれば議会議員に立候補する資格（被選挙権）があります。

議会の定数は10人で、任期は4年です。

議長・副議長

議会には、議員の中から選挙によって選ばれた議長と副議長がいます。

議長は議会の代表者であり、議会が円滑に運営されるよう努め、議場の秩序を保つことや議会の事務を監督し、処理をします。

副議長は、議長に事故のあるときなどに議長に代わってその職務を行います。

定員10名に対し、現在9名の議員が在籍しております。

<令和6年4月1日現在>

議長 溝部 幸基 副議長 平野 隆雄

議員 藤山 大、 杉村 志朗、 佐藤 孝男、 小鹿 昭義

平沼 昌平、 木村 隆、 熊野 茂夫

03 議会の活動の流れ

会期を1年とする通年議会制度をとり、議会の判断で必要に応じ会議を開くことにしております。（6月・9月・12月・3月には定例会を再開）

【議会のスケジュール(例)】

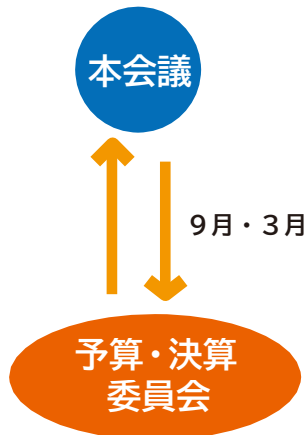
(☆)は05 議会のことば参照



もし4月や7月など急に議会を開催したい場合は、通年議会なのでいつでも再開することができます。

議会は、次のような流れで進められます。

福島町議会
(定例会・定例会以外)



- 町長が町の仕事の計画やお金の使い方を提案する
- 提案の内容を説明する
- 一般質問をする等
- 委員会で話し合った内容をみんなに報告する
- 賛成または反対の立場で意見を述べる
- 賛成か反対かの採決(☆)をする

(☆)は05 議会のことば参照

- 9月に前年度決算・3月に新年度予算の審査が行われます。

04 会議の種類と委員会活動

【本会議】

- ・議員全員があつまる会議です。
- ・話し合いには、議員の半数以上の出席が必要です。
- ・町長や議員が提出した議案（☆）などについて話し合い、議会としての考えを決める会議です。 (☆)は05 議会のことば参照
- ・議会の考えは、多数決で決めます。

【委員会】

- ・たくさんのしごとを種類ごとに分けて、少人数でくわしく調べたり、話し合ったりします。
- ・現在は3つの常任委員会が設置されています。

総務教育常任委員会

町の全体的な政策や財政のこと、学校や教育に関すること

経済福祉常任委員会

産業や観光、福祉や健康、道路管理等に関すること

広報広聴常任委員会

議会の情報、町民の声を議会活動に反映させるための委員会

- ・議員は必ずどれかの常任委員会に入っています。
- ・委員会で話し合われたことは本会議に報告され、採決（☆）に役立てられます。 (☆)は05 議会のことば参照
- ・ほかにも「特別委員会」「議会運営委員会」などがあります。

【特別委員会】・・・必要に応じてつくられる委員会です

【議会運営委員会】・・・議会活動をスムーズにすすめるために開かれます

05 議会のことばの説明とルール

議会について知ろうとすると、むずかしい言葉がたくさん出てきますね。主なものについて、かんたんに説明します。

【議会のことばの説明】(50 音順)

【議案 (ぎあん)】

町長が議会に提案する「町のしごとの計画」、「町のルール」、「町のお金の使い方」など、議会で話し合われるテーマのひとつひとつを「議案」といいます。

【採決 (さいけつ)】

議会での話し合いにもとづいて、賛成か反対かを多数決で決めることを採決といいます。

【通年議会 (つうねんぎかい)】

会期を1年(4月1日から3月31日)とし議会の判断で必要に応じて会議を開く制度。従来の定例会(6月・9月・12月・3月)を「定例に再開する議会」とし、従来の臨時議会は必要に応じ、従前同様の日程内容で再開する。

【条例 (じょうれい)】

議会で決定された町のルールが「条例」です。国会で決定される国のルールのことを「法律」と呼びます。

【選挙 (せんきょ)】

国会議員、知事や県議会議員、町長や町議会議員などは「選挙」をつうじて選ばれます。町議会議員に立候補できるのは、25歳以上の町民で、4年に一度、選挙が行われます。

【投票 (とうひょう)】

18歳以上の人には「選挙権」という権利があり、選挙のときに、投票所へ行って、自分の選んだ立候補者に、投票することができます。

【議会のルール】

【定足数 (ていそくすう) の原則 (げんそく)】

議会を開くには、議員定数(10人)の議員の半分以上の出席が必要です。

【会議公開 (かいぎこうかい) の原則】

本会議は原則として公開されています。

【過半数議決 (かはんすうぎけつ) の原則】

議会の議事は、原則として出席議員の過半数で決めます。

【一事不再議 (いちじふさいぎ) の原則】

議会で議決された議案などの案件は、同じ会期中にふたたび提出することはできません。

【会期不継続 (かいきふけいぞく) の原則】

議会の各会期は独立しており、会期中に議決できなかった議案は、消滅してしまいます。

* 福島町議会は、会期を1年としており、「再開する議会の会期」としております。

なお、議会の言葉については、たくさんありますので、別冊に掲載しております。

06 みなさんの願いを町議会に伝えるには

町民のみなさんが福島町議会に要望を伝えたいときには次のような方法があります。

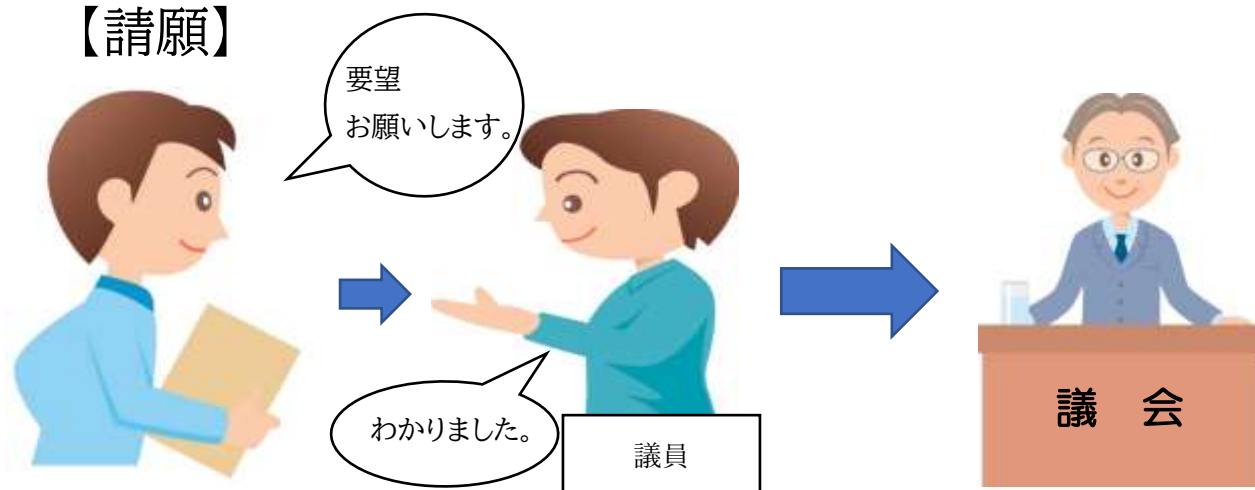
【請願・陳情（せいがん・ちんじょう）】

福島町のしごとなどに要望があるときは、議会に直接、文書で伝えることができます。議員をとおして提出するものを「請願」といいます。議員をとおさずに提出するものを「陳情」といいます。

【陳情】



【請願】



●たとえば公園ができるまで

町民からの要望があると議会は次のように話し合いをします。

「公園がほしい。」との町民の要望が反映されるまで

町民の要望

公園がほしいね

町長

どんな公園を作るか、いくらお金がかかるかを調べて、町議会へ計画（議案）を提案します。

議会

みんなの願いをよく調べて話し合い、町長へ提案します。

建設

町長からの計画（議案）について、話し合い公園をつくるか決めます。

決まった内容で建設が始まります。

完成

公園の完成です。

07 議会の活動を知ろう！

議会の活動について知る方法はたくさんあります。

【傍聴（ぼうちょう）】

本会議や委員会でどのようなことが話し合われているのか、みなさんも直接そのようすを見たり、聞いたりすることができます。これを傍聴といいます。

【議会中継（ぎかいちゅうけい）】

本会議などのようすを議会のホームページから生中継や録画中継で見ることができます。パソコンのほか、スマートフォンやタブレットからでも見ることができます。

【議会だより（ぎかいだより）】

広報紙「議会だより」を発行して議会の活動内容をお知らせしています。町内の連絡員を通じて配布するほか町議会ホームページでも読むことができます。

（2・6・8・12月発行）

【議会ホームページ】

<http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/gikai/>

- ・議会のしくみ、議会議員の名簿、会議の日程、結果など
- ・本会議、常任委員会などの会議録、議案、説明資料
- ・インターネットの議会中継（生中継、録画中継）
- ・広報紙「議会だより」



議会で話し合っている内容は、誰でも知ることができます。
インターネットでも実際の議会のやりとりがみられますよ。

さいごに



みんなの生活に関係することは、みんなで決めてルールを守っていくことが大切です。
私たち議会もよりよいまちをつくるためにがんばっていきます。